

## RCC 企業再生スキーム

平成 16 年 2 月 16 日制定

平成 17 年 7 月 25 日改定

平成 23 年 9 月 12 日改定

株式会社 整理回収機構

## はじめに

株式会社整理回収機構(以下、「RCC」という。)は、旧住専債権の整理回収のために特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成8年法律第93号)上の「債権処理会社」として設立された株式会社住宅金融債権管理機構と破綻金融機関の不良債権等の処理のために預金保険法(昭和46年法律第34号)上の「協定銀行」として設立された株式会社整理回収銀行が、平成11年4月1日に合併して誕生した会社法上の株式会社であり、その株式は、預金保険機構がすべて保有している。

したがって、RCCは、会社法上の株式会社ではあるが、基本的に法律に基づく業務を処理するために設立された公的使命を帯びた会社である。

その後、平成13年6月26日に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(骨太の方針)」において、「、、緊急経済対策に沿って不良債権の最終処理を確実に実現するため、RCCの機能を抜本的に拡充することとする。

さらに、RCCに信託兼営を認め、信託方式による不良債権の引受けも可能とする等、RCCが幅広く金融機関の不良債権の引受けを行い得るよう、所要の措置を講ずる。また、RCCは、受け入れた債権について、債務者企業の再建可能性に応じ、厳正な回収に努める一方、再建すべき企業と認められる企業については、法的・私的再建手続等を活用し、その再生を図る。このため、例えば、企業再構築を図る組織の新設等、RCCの機能・組織の拡充を図る。、、、」とされ、RCCにおいて企業再生を推進することが政府から公式に要請された。

さらに、同年秋に開会された臨時国会で金融再生法が通常国会に引き続き改正され、同改正を受けて改訂された特定整理回収協定に定める事項として、「、、その際、特定協定銀行(RCC)は、当該資産に係る債務者の再生の可能性を早期に見極め、その可能性のある債務者については速やかな再生に努める、、、」旨の規定が置かれ、RCCの業務として企業再生に関わる業務が法律上規定された(平成14年1月11日施行)。

また、平成13年10月26日の経済対策閣僚会議において「改革先行プログラム(最終とりまとめ)」が決定され、その中で、「、、本年11月1日にRCCに企業再生本部を設置し、再生の可能性のある債務者の速やかな再生に努めるなど、企業再建に積極的に取り組む。、、、」とされ、同プログラムを受けて、RCCにおける企業再生に取組む組織として企業再生本部(本部長 社長兼任)がRCCに設置された。

さらに、平成14年10月30日に金融庁から発表された「金融再生プログラム」において、「RCCの一層の活用と企業再生」が謳われ、「、、企業再生機能を強化するため、RCC内における企業再生部門の強化等を検討する。そのための人員確保や政策投資銀行、国際協力銀行などを活用した企業再生ファンドの拡充、企業再生のノウハウを有する商工中金等との連携強化などについては、積極的に対応する、、、」とされた。

平成15年3月28日には、金融庁から、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム ―中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性(サステナビリティ)の確保―」が発表され、その中で、中

小・地域金融機関に対し、企業再生に関し、RCCを活用するように、「、、、中小企業の再生を支援するため、各金融機関に対し、「中小企業再生型信託スキーム」等RCCの信託機能を積極的に活用するよう要請する。なお、当該スキーム等の活用については、2. (3)の健全債権化に向けた取組みの一環として取扱うものとする。、、」との方針が示された。

以上のように、RCCにおける企業再生は、法律又は政府の政策に沿って行われているものであり、その状況については、金融庁及び預金保険機構に適宜報告しているところである。

本「RCC企業再生スキーム」は、RCCが、現在行っている企業再生の対象、手続、再生計画の要件等を取りまとめてRCCとして決定(取締役会決定)し、公表したものであり、RCCが今後行う企業再生も、「RCC企業再生スキーム」にしたがって行われることとなる。

なお、平成 17 年度税制改正において、一定の要件を満たす私的整理に係る再生計画により債務免除を受ける場合には、債務者の有する一定の資産についての評価損及び評価益の計上、並びに青色欠損金等以外の欠損金を優先して損金に算入する税制措置が新たに講じられたことに鑑み、この一定要件を満たす手続き並びに評定基準を「RCC企業再生スキーム」に追加した。

また、平成 22 年度税制改正において、清算所得課税の廃止に併せて、法人が解散した場合において残余財産がないと見込まれるときは、いわゆる期限切れ欠損金を適用事業年度の所得の金額の範囲内で損金の額に算入することとされた。この損金算入制度を適用するに当たっては、確定申告書に実態貸借対照表などの「残余財産がないと見込まれることを証明する書類」を添付する必要があるが、RCC等の公的機関又は独立した第三者が関与する私的整理手続においては、「公的機関又は第三者の調査結果で会社が債務超過であることを示す書面」をもって「残余財産がないと見込まれることを説明する書類」とすることができることが明らかにされている。これに伴い、確定申告に添付する書類の交付手続について「RCC企業再生スキーム」に追加した。

なお、RCCにおける企業再生に取り組む組織として設置された企業再生本部は、平成 23 年 7 月 1 日付廃止し、その業務は企業再生部に引継がれた。

## 1. 対象となる私的再生

- (1) 「RCC企業再生スキーム」の対象となる「私的再生」は、RCCが主要債権者(再生対象債務者に対する金融機関債権者のうち、相対的に上位のシェアを有すると認められる者)である再生可能な債務者について、会社更生法や民事再生法などの法的再生手法によらず、金融債権者間の合意の下で事業の再生を行わせることにより事業収益から最大限の回収を図ることを意図して行われるものであり、すべての「私的再生」を対象としない限定的なものである。
- (2) このように、「RCC企業再生スキーム」にしたがって行われる「私的再生」は、債権者の立場にたって行われるものであるため、事業を清算した場合の回収額よりも当該事業を再生継続させた場合の回収額が債権者にとって上回ると見込まれる場合にのみ、すなわち債権者にとって経済合理性が認められる場合にのみ行われるものである。
- (3) もちろん、このような「私的再生」を行うには、当該債務者自身の再生への意欲、自助努力が前提であり、また、債権者に債務の猶予や減免を求めるものである以上、経営責任及び株主責任の明確化が求められることはいうまでもないことである。

## 2. 「RCC企業再生スキーム」の性格

- (1) 「RCC企業再生スキーム」は、平成13年6月26日に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(骨太の方針)」や平成14年10月30日に金融庁から発表された「金融再生プログラム」等の累次の政府の経済財政金融対策、さらには、金融再生法により、RCCにおいて企業再生に積極的に取り組むべきことが定められたことに伴い、公的な使命を担う機関として、RCCが債権者として取り組む債務処理としての企業再生案件の手續や依拠すべき基準等の準則をRCCとして定めたもの(今後、RCCの本文書以外の文書においては「RCC企業再生スキームI」と略称する。)である。
- (2) 「私的再生」の性格上、債権者と債務者が共有した情報については、相互に厳正な守秘義務を負うものであるが、同時に、「私的再生」の過程における公正性、客観性、更には、関係者間の透明性、衡平性を確保するために、「RCC企業再生スキーム」を定めるものである。

## 3. 対象債務者となり得る企業

次のすべての要件を備える企業であれば対象債務者になり得る。

- (1) 過剰債務を主因として事業の継続が困難な状況に陥っており、自力による再生が困難であると認められること。
- (2) 弁済について誠実であり、その財産状況を債権者に適正に開示していること。企業再生を行うのは、あくまでも債権者の利益を最大限確保するためであり、債務者が弁済に誠意がなく、財産状況も適正に開示していないようでは、債務者を信頼できず、債務者と当該事業や債務の再構築についてそもそも協議を進めることができないの

である。

- (3) 債務者の再生の対象となる事業自体に市場での継続価値があること。そもそも事業自体が、従業員や取引先の協力やリストラ等を見込んだ上で採算性がとれるようなものでなければ、いくら債務免除等を含む債務の再構築を行っても事業を継続していくことは不可能なので、企業再生を行うことは困難である。
- (4) 債務者の事業の再生を行うことが、債権者としての経済合理性に合致していること。

会社である債権者は、その株主等との関係でその利益を最大限にするように行動しなければその責務を果たしていることにならないので、債権者として債務者の企業再生に応じるためには、清算型回収に比してより多くの回収が見込めること、すなわち、債権者としての経済合理性があることが必要となる。

(注) 対象債務者の再生適格要件の判定に当たっては、別紙1「再生適格要件のチェックリスト」を使用している。

#### 4. 企業再生検討委員会

- (1) 企業再生計画作成着手の可否及び企業再生計画の是非に関する判断の専門性及び客観性を確保するため、企業再生に関し専門的な知識や経験を有する外部の弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、企業再生コンサルタント等からなる「企業再生検討委員会」を別に定めるところ(別紙2「企業再生検討委員会設置要綱」参照)によりRCCの社長の諮問機関として設置する。
- (2) 企業再生検討委員会は、前項「3. 対象債務者となり得る企業等」に係る再生計画等について、社長の諮問により、「5. 私的再生の開始」、「7. 再生計画案の内容」、「8. 再生計画の検証・提示・成立・実行」に関する事項を審議する。
- (3) 社長は、「企業再生検討委員会」の委員を委嘱したとき、又は委員の異動があった場合は、文書により、預金保険機構及び金融庁に速やかに報告する。
- (4) なお、現在の企業再生検討委員会の委員は、別紙3「企業再生検討委員会委員名簿」の通りである。

#### 5. 私的再生の開始

- (1) RCC保有債権等のうち、債務者の再生可能性、規模、債務額、債権者数、RCCの債権シェア等から判断して専門部局である企業再生部で再生に取り組むのが妥当であると判断された事案については、同部が所管して、債務者と交渉し、債務者の事業の状況を審査して、債務者が上述の企業再生の4要件を有しているかどうかを判断する。
- (2) 企業再生部において企業再生に着手するのが妥当であると判断された事案については、債務者の財務指標や資産評定の信頼性を確認するため、監査法人等専門家によるデューデリジェンスを行わせる。更に、同部の判断の客観性を担保するため、社長

の諮問機関である「企業再生検討委員会」に企業再生計画作成着手の可否について判定を求める。

- (3) 「企業再生検討委員会」において企業再生計画作成の着手が可と判定された事案については、債務者にその旨を伝達し、企業再生計画の原案の作成に着手させる。「企業再生検討委員会」において企業再生計画作成の着手が否と判定された事案については、通常の回収事案として、回収所管部店に移管する。

## 6. 一時停止の合意及び第1回債権者集会

- (1) 「企業再生検討委員会」において企業再生計画作成の着手が可と判定された場合は、債務者及びRCCは、他の主要債権者の意向を確認した上で、速やかに第1回債権者集会を開催する。
- (2) 第1回債権者集会においては、債務者及びRCCより、債務者の事業及び財務の状況並びに再生の可能性を説明し一時停止の合意を得るとともに、再生計画の合意に向けて債権者間調整を進めることの合意を得る。
- (3) この場合の一時停止措置の内容は、債務者が当初の約定通りの弁済を行なっているケースは少ないため、「与信残高」の維持までは要請しないが、他の債権者との関係における債務者に対する相対的な地位の改善を行わないこと、追加担保の提供は受けないこと、担保権の実行や強制執行等は差し控えること等である。
- (4) 第1回債権者集会は、一堂に会して行う。
- (5) 一時停止の期間は、再生計画の合意が得られるまで、あるいは、再生計画の合意が得られる見通しがなくなったことを債務者及びRCCが他の債権者に通知するまでの期間である。

## 7. 再生計画案の内容

- (1) RCCの関与する再生計画案は、次の内容を含むものでなければならない。
  - (i) 経営が困難になった原因
  - (ii) 事業再構築計画の具体的内容（業種・業態によっては、専門コンサルタント等の助言に基づくことを債務者にRCCより要請する。）
  - (iii) 将来の事業見通し（売上・原価・経費）（10年間程度）
  - (iv) 財務状況（資産・負債・損益）の将来の見通し（10年程度）
  - (v) 資本の再構築計画
  - (vi) 資金繰り見通し
  - (vii) 債務弁済計画（最長期15年）
  - (viii) 経営者責任のあり方

なお、RCCが債務者に提出を要請する主要な書類は、別紙4「債務者に要請する提出書類の概要」の通りである。

- (2) 実質的に債務超過である場合は、原則として再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から3年以内を目途に実質的な債務超過を解消すること。

- (3) 債務免除等（「債務免除等」とは、債務の免除又は債務の株式化（DES）により債務の消滅に係る利益が生じる場合をいう。）を含む財務状況の将来の見通しは、別紙5に定める「再生計画における『資産・負債の評定基準』に基づく資産評定（当該資産評定は、公正な価額により行われていること）による価額を基礎として作成された実態貸借対照表に基づくものでなければならない（法人税法第25条第3項、第33条第4項及び第59条第2項第3号の規定の適用を受ける場合に限る。）。
- (4) 経常利益が赤字である場合は、原則として再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から3年以内を目途に黒字に転換すること。
- (5) 債務免除等を受けるときは、支配株主の支配権を原則として消滅させるとともに、減増資により既存株主の割合的地位を消滅させるか大幅に低下させる。
- (6) 債務免除等を受けるときは、経営者は原則として退任する。債権者やスポンサーの意向により引続き経営に参画する場合も私財の提供などけじめの措置を講じる。
- (7) 再生計画案における権利関係の調整は、正当な理由のない限り債権者間で平等であることを旨とする。

## 8. 再生計画の検証・提示・成立・実行

- (1) 債務者からRCCに再生計画の提出があった場合は、「RCC企業再生スキーム」に定める基準に合致する再生計画であるかどうかを検証し、必要に応じて債務者と調整する。更に、判断の客観性を担保するため、調整後の再生計画を「企業再生検討委員会」に付議し、同委員会の審議結果を踏まえて、所要の修正を行う。
- (2) 債務者から、第2回債権者集会に先立ち、対象債権者（再生計画の成立時に、権利の変更が予定される債権者で、主要債権者を含む。）に(1)の手続に従って調整・修正した再生計画案を提示し、理解を得るために必要な説明を行う。必要に応じ、RCCからも債権者に対し、理解を得るための説明を行う。
- (3) 第2回債権者集会では、再生計画案に対する質疑応答を行い、必要な意見調整を行う。
- (4) 第2回債権者集会では、対象債権者が再生計画案に対し書面により同意不同意を表明する期限を定める。
- (5) 対象債権者全員が同意を表明した場合は、再生計画は成立し、債務者は再生計画を実行する義務を負い、対象債権者の権利は再生計画の定めにしたがって変更される。
- (6) 必要がある場合は、対象債権者の同意を得て、別に期日を定めて、第2回債権者集会を続行する。
- (7) (4)又は(6)により定めた期日までに対象債権者全員の合意が得られない場合は、「RCC企業再生スキーム」に基づく私的再生手続は終了する。
- (8) 債務者は、再生計画成立後、再生計画の定めにしたがって、その成立後に定期的で開催される債権者集会などにおいて、再生計画の実行状況等を対象債権者に報告しなければならない。

RCCが主要債権者となる場合の債務者については、RCCを中心に、企業再生計画

のモニタリングを行う。

なお、モニタリングの結果を受け、債務者が弁済を履行できないなど再生計画に定められた事項を履行できない場合には、主要債権者であるRCCを中心に、対象債権者及び債務者は、再生計画の見直し又は法的再生等の申立について、協議を行い、適切な措置を講じるものとする。

## 9. 法人税法第25条第3項、第33条第4項及び第59条第2項第3号の適用等に関する確認 手続

一定の要件を満たす私的整理に係る再生計画により債務免除等を受ける場合には、債務者の有する一定の資産について評価損(法人税法第33条第4項)及び評価益(法人税法第25条第3項)の計上、並びに青色欠損金等以外の欠損金を優先して損金に算入(法人税法第59条第2項第3号)する税制措置が認められている。

これに伴い、債務者が本税制措置の適用を受けるために、債務者からRCCに要請があった場合には、RCCは法人税法施行令第24条の2第2項第2号に規定する協定銀行として、対象債権者全員の合意が得られた再生計画に従って債務免除等(信託の受託者として行う債務免除等を含む)を行う場合の当該再生計画が、下記に掲げる要件を満たしているかどうかについて確認を行う。

- (1) 本「RCC企業再生スキーム」に定められた一連の手続きに従って策定された再生計画であること。
- (2) 別紙5に定められた「再生計画における『資産・負債の評定基準』」に基づく資産評定が行われ、当該資産評定による価額を基礎とした貸借対照表が作成されていること。また、当該資産評定は公正な価額により行われていること。
- (3) (2)の貸借対照表における資産及び負債の価額、当該再生計画における損益の見込み等に基づいて債務者に対する債務免除等をする金額が定められていること。

RCCが企業再生検討委員会の審議を経て確認を行った結果、上記のすべての要件を満たしていると認められるときは、RCCは別紙6に定める様式により、その旨の確認書を債務者に対して交付する。

## 10. 法人税法第59条第3項の適用等に関する手続

法人が解散した場合において残余財産がないと見込まれるときは、いわゆる期限切れ欠損金は、適用事業年度の所得の金額の範囲内で損金の額に算入される(法人税法59条3項)。

この損金算入制度を適用するに当たっては、確定申告書に実態貸借対照表などの「残余財産がないと見込まれることを証明する書類」を添付する必要があるが、RCC等の公的機関又は独立した第三者が関与する私的整理手続においては、「公的機関又は第三者の調査結果で会社が債務超過であることを示す書面」をもって「残余財産がないと見込まれることを証明する書類」とすることができることが国税庁ホームページで明らかに



されている（平成 22 年 10 月 6 日「平成 22 年度税制改正に係る法人税質疑応答事例（グループ法人税制その他の資本に係る取引等に係る税制関係）（情報）」問 10）。

これに伴い、RCC が関与する私的整理手続においては、債務者（清算法人）から「残余財産がないと見込まれることを説明する書類」の交付要請があった場合には、RCC が企業再生検討委員会の審議を経て確認を行った結果、下記のすべての要件を満たしていると認められるときは、RCC は別紙 7 に定める様式により、その旨の説明書（法人税法施行規則第 26 条の 6 第 3 号により確定申告において添付する書類）を債務者に対して交付する。

- (1) 債務者（清算法人）の解散は、「RCC 企業再生スキーム」に定められた一連の手続きに従って策定された再生計画の一環として行うものであること。
- (2) 別紙 5 に定められた「再生計画における『資産・負債の評定基準』」に基づく資産評定が行われ、当該資産評定による価額を基礎とした貸借対照表が作成されていること。
- (3) (2) の貸借対照表において、当該清算法人が債務超過の状態（「残余財産がないと見込まれるとき」）に該当すること。

## 11. 公表

私的再生計画が成立した場合で、公表により再生に著しい支障が生じるおそれがないと認められるときは、これを公表する。

### 【注】 RCC が再生計画の検証、金融債権者等間の調整を受託した場合の取扱い

主要債権者の一人である金融機関等から RCC に対し金融債権者等間の合意形成のために再生計画の検証、金融債権者等間の調整等の委託があった場合、RCC は当該調整を受託する業務を行っているところであるが、RCC が当該調整を受託した場合は、当該金融機関等の行う債務処理についても、RCC が自ら取り進める債務処理と同一の基準（「RCC 企業再生スキーム」）を適用している。

なお、この場合、RCC が受託者となることに伴う「RCC 企業再生スキーム」の 5. 及び 6. についての技術的に必要な読み替え及び「RCC 企業再生スキーム」に追加する事項（12. 金銭信託以外の金銭の信託設定）は、それぞれ以下のとおりとする。

（本準則は、今後、RCC の本文書以外の文書においては「RCC 企業再生スキーム II」と略称する。）

## 5. 私的再生の開始

- (1) RCC が主要債権者の一人である金融機関等から金融債権者等間の合意形成のための調整を委託された場合は、企業再生部において委託者と守秘義務協定を締結した上で債務者に関する情報の提供を受け、上述の企業再生の 4 要件を有しているかを判断し、債務者の再生の可能性等について審査を行う。
- (2) 企業再生部において企業再生に着手するのが妥当であると判断された事案について

ては、債務者の財務指標や資産評定の信頼性を確認するため、監査法人等専門家によるデューデリジェンスを行わせる。更に、同部の判断の客観性を担保するため、社長の諮問機関である「企業再生検討委員会」に企業再生計画作成着手の可否について判定を求める。

- (3) 「企業再生検討委員会」において企業再生計画の着手が可と判定された事案については、委託者である主要債権者を通じて債務者にその旨を伝達し、企業再生計画の原案の作成に着手させる。「企業再生検討委員会」において企業再生計画作成の着手が否と判定された事案については、受託しないこととする。

## 6. 一時停止の合意及び第1回債権者集会

- (1) 「企業再生検討委員会」において企業再生計画作成の着手が可と判定された場合は、委託債権者、債務者及びRCCは、他の主要債権者の意向を確認した上で、速やかに第1回債権者集会を開催する。
- (2) 第1回債権者集会においては、債務者及びRCCより、債務者の事業及び財務の状況並びに再生の可能性を説明し一時停止の合意を得るとともに、再生計画の合意に向けて債権者間調整を進めることの合意を得る。
- (3) この場合の一時停止措置の内容は、「与信残高」の維持、他の債権者との関係における債務者に対する相対的な地位の改善を行わないこと、追加担保の提供は受けないこと、担保権の実行や強制執行等は差し控えること等である。
- (4) 第1回債権者集会は、一堂に会して行う。
- (5) 一時停止の期間は、再生計画の合意が得られるまで、あるいは、再生計画の合意が得られる見通しがなくなったことを債務者及びRCCが他の債権者に通知するまでの期間である。

## 12. 金銭信託以外の金銭の信託設定

- (1) RCCが主要債権者の一人である金融機関等から金融債権者等間の合意形成のための調整を委託された場合には、RCCは対象債権者が希望する場合には、再生計画合意後に、又は同意することを前提とした入札等による債権売却を可能とするため、投資家を募集して、RCCに金銭信託以外の金銭の信託（本信託契約により設定された資金を「RCC金外信託」という。）を設定させる。
- (2) RCC金外信託は、投資家が再生計画の存在を前提に入札等により落札した債権を、信託の受託者として当該投資家のために購入し、管理し、再生計画の実行に必要な債務免除等を実施する。

RCC金外信託に債権を売却した金融機関で、当該債務者との取引を再開したい者は、RCC金外信託が債務免除した後の残債権額相当額を当該債務者に融資し（リファイナンス）、当該債務者は当該融資金で債権を購入したRCC金外信託に弁済し、投資家はRCCに信託した資金を回収する。

## 再生適格要件チェックリスト

担当部・課(班)	
債務者名	

大項目	小項目	小項目 の判定	判定コ メント	大項目 の判定
1. 債務者の誠意、意欲	・債務者は、弁済に関し誠意ある姿勢にあるか。			
	・債務者が、関連会社をも含めて自らの資産・負債について誠実に開示しているか。			
	・債務者が再生に対し意欲を持っているか。従業員の協力を得られるか。			
2. 経済的合理性	・企業再生が債権者にとっても経済合理性が期待出来るか。 ・再生による回収見込額と清算配当額等との比較。(原則・・より回収額の多い方式を選択する) 回収の確実性(確率軸と時間軸で検証)を総合的に判断して評価する。			
3. 再建の可能性	・事業価値(市場競争力)を有するか。 技術力、営業力、商品力、商圏、商権、人的資源、業界動向等の総合評価。			
	・重要な事業部門で営業利益を計上するなど、債権者の支援により再建の可能性があるか。 着眼項目：法定償却相当額控除後の 営業利益>0(全体又はコア事業で) 借入金残高/EBITDA 等			
	・必要に応じ、リストラの余地があるか。			
	・スポンサー出現の可能性はあるか。			
4. 主要債権者意向等	・再生型処理に対し大口債権者の同調が見込まれるか。			
5. その他債権者の動向	・大口債権者と同調する動きがあるか。			
6. 経営責任	・必要に応じ、経営者の交替や私財提供等の経営責任を明確化できるか。			
7. 株主責任	・必要に応じ、増減資を実施するなど、既存株主等の株主責任を明確化できるか。			
8. 関係会社の透明性	・関係会社を含むグループ全体の財務情報が十分に把握できているか。			
9. RCCの社会的使命との 適合性	・当該企業等が反社会性を有することはないか。			
10. 地域経済への影響	・当該地経済への大きな影響があるか。			

## 企業再生検討委員会設置要綱

制定 平成 14 年 1 月 11 日

改正 平成 16 年 8 月 12 日

改正 平成 16 年 12 月 7 日

改正 平成 17 年 7 月 1 日

改正 平成 23 年 7 月 1 日

### 第 1 企業再生検討委員会の設置

- 1 企業再生部に、社長の諮問機関として、企業再生検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 「委員会」は、RCC が取り組む企業再生について、社長の諮問に応じ、当該債務者の事業の再生の可能性の可否につき中立、公正な立場から判定を行うとともに、可と判定した案件につき、専門的立場より助言等の支援を行う。

### 第 2 企業再生検討委員会の構成

- 1 委員の定数は、15 人以内とする。
- 2 委員会は、必要に応じ、部会を設置することができる。
- 3 委員会には、委員長を置く。
- 4 部会を設置する場合は、部会長を置く。

### 第 3 委員の選任等

- 1 委員は、外部の専門知識を有する者から、社長が委嘱する。
- 2 委員の任期は 7 月 1 日から翌年の 6 月 30 日迄の 1 年とし、再任を妨げない。但し、年度途中で就任した委員の任期は、就任後、最初に到来する 6 月 30 日までとする。
- 3 委員長及び部会長は、委員のなかから社長が委嘱する。

### 第 4 委員会及び委員の職務等

- 1 委員会は、社長の諮問に応じ、RCC が主要債権者である債務者、又は主要金融債権者が RCC に再建計画の検証及び金融債権者間の調整などを委託した債務者につき、債務者の事業の再生が可能であるか否かを判定し、答申する。
- 2 委員会が債務者の事業の再生が可能であると判定し、答申した案件につき、企業再生部を通じて、担当部署に対し、必要な支援を行う。
- 3 委員は委員長の指名により、個別案件会議に適宜参加し、助言などを行う。
- 4 委員は、委員の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を辞した後も同様とする。

- 5 委員は、その職務につき利害相反が生ずるおそれがある場合には、委員長にその旨を申し出て、その職務を回避しなければならない。

## 第5 委員会の運営

- 1 委員会は、社長の要請に基づいて、随時、委員長が召集する。
- 2 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決する。
- 3 部会は、社長の要請に基づき、部会長が召集する。
- 4 部会の決議は、出席委員の過半数をもって決する。
- 5 委員会は、委員会の決議により、あらかじめ部会の決議をもって委員会の決議とする旨定めることができる。  
但し、再建計画の最終承認については、この限りではない。
- 6 部会長は部会の決議をもって委員会の決議とする場合は、当該部会決議を委員会に報告しなければならない。
- 7 委員会の事務は、企業再生部において行う。

### 企業再生検討委員会委員名簿

平成 23 年 7 月 1 日現在

委員	落合 誠一	中央大学法科大学院教授、東京大学名誉教授
同	加々美 博久	西内・加々美法律事務所 弁護士
同	久保 伸介	有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士
同	高 捷 雄	丸紅株式会社 元代表取締役副社長
同	小 谷 芳 正	有限会社小谷不動産鑑定事務所 不動産鑑定士
同	小 林 克 典	麴町パートナーズ法律事務所 弁護士
同	齋 藤 進 一	新日本有限責任監査法人 マネージングディレクター
同	園 屋 忍	園屋忍税理士事務所 税理士
同	中 村 慈 美	中村慈美税理士事務所 税理士
委員長	原 田 忠 和	株式会社ブリヂストン 元代表取締役副社長
同	宮 部 義 一	三菱樹脂株式会社 顧問
同	山 香 芳 隆	株式会社日本文字放送 元社長

委員数 12 名

(敬称略、五十音順)

## 債務者に要請する提出書類の概要

- (1) 登記簿謄本
- (2) 定款
- (3) 会社の沿革資料および会社案内・パンフレット
- (4) 株主名簿
- (5) 組織図
- (6) 役員・管理職の氏名・略歴資料
- (7) 長期事業計画書
- (8) 直近3期の決算書および税務申告書
- (9) 当該期の試算表
- (10) 当該期の利益計画および実績対比表
- (11) 当該期の資金計画および実績対比表
- (12) 主要な得意先一覧表
- (13) 主要な仕入先、外注先一覧表
- (14) その他 社内諸規定、重要契約写し等必要に応じて申受ける。

## 再生計画における「資産・負債の評価基準」

## I 基本的な前提条件

1. 支援対象企業について作成された「実態貸借対照表」は、監査法人・公認会計士・税理士等専門家によって行われたデューデリジェンスに基づく公正かつ適正な資産評価に因らなければならない。
2. 不動産については、原則として、不動産鑑定士による不動産鑑定評価またはこれに準じる評価を行い、時価評価された金額をもって実態貸借対照表が作成されていること。
  - ※ 全ての不動産について時価評価すること。
  - ※ 重要性の高い不動産の不動産鑑定評価またはこれに準じる鑑定評価は、複数の鑑定人に依頼することが望ましい。

## II 専門家によるデューデリジェンス結果について RCC として検証する基準

	科目	評価基準
1	目的	本基準は、債務者の実態的な財政状態を明らかにして債務者の再生可能性の判断に資する情報を提供し、また、再生可能と見込まれる債務者が引き続き事業を継続することを可能にしつつ、債務者に対して債権放棄等の金融支援を行う債権者の経済合理性を満たすような公正かつ適正な債務処理を行うための手続の一環として、公正な価額による債務者の有する資産及び負債の価額の評価を行うために定める。
2	評価の原則	<p>「目的」に鑑み、本評価では、債務者の有する資産等から回収可能な価額（直接的な回収額以外の価額を含む）の算出に当たっては、原則として、時価により評価するものとし、時価として公正な評価額以外のその他の価額による場合には本基準に評価方法を定めるものとする。ただし、今後継続使用しない資産については、処分価額により評価することができる。</p> <p>また、債務者の負う負債等の金額を明らかにするため、別段の定めのない負債については、原則として一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して評価するものとする。</p> <p>なお、本評価を行うに当たっては、適切な評価基準日を設定することとする。また、当初の評価から事業再生計画の成立までに事情の変更があった場合には、当該変更が評価に与える影響を適切に反映するものとし、当初の評価基準日が属する事業年度の決算期が到来する等相当の期間が経過する場合には適切に時点修正するものとする。</p>



3	用語の定義	<p>(1) 時価とは、原則として一定の信頼性をもって測定可能な公正な評価額をいう。ただし、代替的又は特定のその他の価額による場合がある。公正な評価額とは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいう。いずれの場合にも、公正な評価額とは、独立した当事者間による競売又は清算による処分以外の取引において、資産の購入又は売却を行う場合のその価額をいう。</p> <p>(2) 処分価額とは、継続を前提とする企業が資産譲渡を行う場合の売却見積額又は回収見積額から売却又は回収等の処分により負担する可能性のある取引費用を控除した価額をいう。</p> <p>(3) 正味実現可能価額とは、資産を通常の営業過程において販売する場合の即時換金額であり、売価（販売見込額）からアフター・コストを控除した価額をいう。</p> <p>(4) 正味売却価額とは、資産又は資産グループの売却価額から処分費用見込額を控除した価額をいう。</p> <p>(5) 一般債権とは、経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権をいう。</p> <p>(6) 貸倒懸念債権とは、経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権をいう。</p> <p>(7) 破産更生債権等とは、経営破綻又実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権をいう。</p>
4	売上債権	<p>売上債権については、原則として、各債権金額から貸倒見積額を控除した価額により評定する。貸倒見積額の算定は次の通りとする。</p> <p>(1) 一般債権については、原則として過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積額を算定する。ただし、評定基準日以降の回収実績による算定も可能とする。</p> <p>(2) 貸倒懸念債権については、当該債権額から担保処分見込額及び保証による回収見込額を控除し、残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積額を算定する。</p> <p>(3) 破産更生債権等については、当該債権額から担保処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積額とする。また、清算配当等により回収が可能と認められる額は、担保処分見込額及び保証による回収見込額と同様に取扱う。</p> <p>(4) 子会社等の関係会社に対する売上債権に係る貸倒見積額については、親会社等として他の債権者と異なる取扱いを受ける可能性がある場合には、これによる影響額を合理的に見積もるものとする。</p>

5	棚卸資産	<p>(1) 商品・製品については、正味実現可能価額から販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額により評定する。</p> <p>(2) 半製品・仕掛品については、製品販売価額から完成までに要する費用、販売費用及び完成販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額により評定する。</p> <p>(3) 販売目的の財貨又は用役を生産するために短期間に消費されるべき原材料については、再調達原価により評定する。</p> <p>(4) 品質低下、陳腐化等により収益性の低下している棚卸資産については、正味売却価額、処分価額又は一定の回転期間を超える場合には定期的に帳簿価額を切り下げる方法による価額により評定する。</p>
6	販売用不動産等	<p>(1) 開発を行わない不動産又は開発が完了した不動産は、正味実現可能価額(販売見込額(売価)—アフター・コスト)から販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額により評定する。</p> <p>(2) 開発後販売する不動産は、開発後の正味実現可能価額から造成・開発原価等、今後完成までに要する見込額と販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額により評定する。</p> <p>(3) なお、合理的見積利益を見積もることが困難な場合には、合理的見積利益を控除しないことができる。</p> <p>(4) 売価は、販売公表価格又は販売予定価格とするが、当該価格での販売見込みが乏しい場合は、観察可能な市場価格がある場合には当該市場価格とし、観察可能な市場価格がない場合には、不動産鑑定士の不動産鑑定評価額等、一般に公表されている地価若しくは取引事例価格又は収益還元価額等の合理的に算定された価額とする。</p>
7	前払費用	<p>(1) 期間対応等により今後継続する事業の費用削減に資することが明らかである場合には、役務等の未提供部分に相当する支出額により評定する。</p> <p>(2) 今後継続する事業の費用削減に貢献するとは見込まれない場合には、契約解除により現金回収が見込まれる回収見込額により評定する。</p>
8	貸付金	<p>(1) 原則として、各債権金額から貸倒見積額を控除した価額により評定する。</p> <p>(2) 貸倒見積額は、貸付先の決算書等により財務内容を把握し、貸付先の経営状況及び担保・保証等を考慮した回収可能性に応じて算定する。ただし、決算書等の入手が困難な場合には、「売上債権」に準じて評定することができる。</p> <p>(3) 子会社等の関係会社に対する貸付金に係る貸倒見積額については、親会社等として他の債権者と異なる取扱いを受ける可能性がある場合には、これによる影響額を合理的に見積もるものとする。</p> <p>(4) 役員等への貸付金に係る貸倒見積額は、当該役員等の資産や収入の状況、保証債務の状況等を勘案し算定する。この場合、保証債務又は経営責任により役員等に経済的負担がある場合等には、保証による回収見込額等と重</p>

		<p>複しないように留意する。</p> <p>(5) 従業員に対する住宅取得資金等の貸付金に係る貸倒見積額は、当該従業員の資産の状況、退職金支払予定額等を勘案して算定する。</p>
9	未収入金等	<p>(1) 金銭債権としての性質を有するものは、原則として「売上債権」に準じて評定する。</p> <p>(2) 仮払金のうち、本来費用処理されるべき額については評定額は零とする。役員等に対する仮払金は役員等に対する貸付金に準じて評定する。</p>
10	事業用不動産	<p>(1) 原則として、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額及びこれに準じる評価額（以下「不動産鑑定評価額等」という）により評定する。この場合、不動産鑑定評価等における前提条件、評価方法及び評価額が、本評定基準の評定方法に照らして適合していることを確認する。</p> <p>(2) 重要性が乏しい等により、不動産鑑定評価額等を取得する必要がないと判断される場合には、不動産鑑定評価基準（国土交通事務次官通知）における評価手法を適用して評定した額、土地について地価公示等の土地の公的評価額に基づいて適正に評価した額、償却資産について適正に算定した未償却残高等を合理的に算定した価額として評定することができる。</p> <p>(3) なお、事業内容等に照らして評定単位について特に留意するものとする。</p>
11	投資不動産	<p>(1) 原則として不動産鑑定評価額等により評定する。</p> <p>(2) 重要性が乏しい等により、不動産鑑定評価額等を取得する必要がないと判断される場合には、不動産鑑定評価基準における評価手法を適用して評定した額、土地について地価公示等の土地の公的評価額に基づいて適正に評価した額又は償却資産について適正に算定した未償却残高等を合理的に算定された価額として評定することができる。</p>
12	その他償却資産	<p>(1) 観察可能な市場価格がある場合には、当該市場価格により評定する。</p> <p>(2) 観察可能な市場価格がない場合には、原価法による価格（再調達原価を求めた上で当該資産の取得時から評定時点までの物理的、機能的、経済的減価を適切に修正した価額をいう）、収益還元法による価格又は適正に算定された未償却残高を合理的に算定された価額として評定する。</p>
13	リース資産	<p>リース資産については、ファイナンスリース取引に該当する場合で、賃貸借取引に準じた処理が行われている場合に、リース債権を担保債権として取り扱う場合には、リース資産については、未払リース料相当額は負債として計上し、見合としてのリース資産を、その他償却資産に準じて評定する。</p>

14	無形固定資産	<p>(1) 観察可能な市場価格がある場合には、当該市場価格により評定する。</p> <p>(2) 観察可能な市場価格がない場合には、専門家による鑑定評価額や取引事例に基づき適正に評価した価格を合理的に算定された価額として評定する。</p> <p>(3) 類似した資産がなく合理的な評定額を見積もることが出来ない場合には評定額は零とする。</p> <p>(4) 本評定前に債務者が有償で取得したのれんは無形固定資産として評定するが、この場合、評定基準日において個別に明確に算定することができるものに限ることに特に留意する。</p>
15	有価証券（投資有価証券含む）	<p>(1) 観察可能な市場価格がある場合には、当該市場価格により評定する。</p> <p>(2) 観察可能な市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評定する。この場合、株式については日本公認会計士協会が策定した企業価値評価ガイドラインの評価方法等を参考とする。</p> <p>(3) 観察可能な市場価格及び合理的に算定された価額が存在しない社債及びその他の債券については、当該債券について償却原価法を適用した価額から貸倒見積額を控除した価額により評定する。</p>
16	関係会社株式	<p>(1) 観察可能な市場価格がある場合には、当該市場価格により評定する。</p> <p>(2) 観察可能な市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評定する。この場合、日本公認会計士協会が策定した企業価値評価ガイドラインの評価方法等を参考とする。</p>
17	その他の投資	<p>(1) 長期前払費用については、「前払費用」に準じて評定する。</p> <p>(2) 敷金については、預託金額から契約により返還時に控除される額、原状回復費用見積額及び賃貸人の支払能力による回収不能額を控除した価額で評定する。</p> <p>(3) 建設協力金については、「貸付金」に準じて評定する。なお、無利息等一般の貸付金と条件が異なる場合には、建設協力金に関する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して評定することができる。</p> <p>(4) 差入保証金については、「貸付金」に準じて評定する。</p> <p>(5) ゴルフ会員権等については、会員権相場のあるゴルフ会員権等は、相場による価額により評定する。会員権相場のないゴルフ会員権等は、入会金等に相当する部分は評定額は零とし、預託保証金に相当する部分は額面金額から貸倒見積額を控除した額により評定する。</p> <p>(6) 貸倒見積額は預託先の信用状況、経営状況等を考慮して見積もる。</p> <p>(7) 保険積立金については、評定時点において解約したと想定した場合の解約返戻金相当額により評定する。</p>
18	繰延資産	繰延資産については、原則として評定額は零とする。

19	繰延税金資産・ 繰延税金負債	繰延税金資産及び繰延税金負債については、原則として、繰延税金資産及び負債に関する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して評定する。この場合、事業再生計画の内容等に基づき回収可能性について特に慎重に判断する。なお、一時差異等の認識に当たっては、本評定基準による資産及び負債の評定額と課税所得計算上の資産及び負債の金額の差額を一時差異とみなすものとする。
20	裏書譲渡手形・ 割引手形	裏書譲渡手形及び割引手形については、割引手形買戻債務等を認識して負債計上し、見返勘定として回収見込額を手形遡及権として資産に計上する。又は、割引手形買戻債務等から回収見込額を控除した額を債務保証損失引当金として負債に計上する。
21	貸倒引当金	(1) 個別引当の設定対象となった債権について、本基準に基づき別途評定が行われているときは、当該債権についての貸倒引当額を取り崩す。 (2) 一般引当の設定対象となった債権について、本基準に基づき別途評定が行われているときは、当該債権についての貸倒引当相当額を取り崩す。
22	退職給付引当金	(1) 退職給付に関する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して設定するが、未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異については評定時に認識して計上又は取り崩す。 (2) 退職が見込まれる従業員がある場合には支給予定額を計上する。 (3) 中小企業等で合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難である場合は、退職給付に関する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して簡便な方法を用いることができる。
23	その他の引当金	(1) 引当金の設定対象となる資産及び負債について当基準に基づき評定が行われているときは、関連する引当金の額の見直しを行う。 (2) 関係会社の整理又は余剰人員の整理等事業再構築等に要する費用の見積額で、他の資産等の評定額に反映されていない額は事業再生計画に基づき「関係会社支援損失引当金」「事業再構築引当金」等の名称により引当金を計上する。
24	保証債務等	(1) 保証債務については、保証債務の総額を負債として計上し、同額の求償権を資産に計上し貸倒見積額を控除する。貸倒見積額は主債務者の返済可能額及び担保により保全される額等の求償権の回収見積額を控除した額とする。 又は、保証債務の総額から求償権の回収見積額を控除した額を債務保証損失引当金として負債に計上する。 (2) 評定基準日後に保証を履行し、又は保証履行を請求されている保証債務が存在する場合にも、(1)と同様に評定する。 (3) 他の債務者の債務の担保として提供している資産がある場合等で、当該資産について担保権が実行される可能性が高い場合についても、保証債務に準じて評定する。

25	デリバティブ 取引	<p>(1) 市場価格又はこれに準じて合理的に算定された価額により評定する。</p> <p>(2) ヘッジ取引についてはヘッジ対象資産及び負債について本基準に基づき評定した場合には、ヘッジ手段であるデリバティブ取引についても本基準に基づき評定する。</p> <p>(3) 複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を一体として評定単位とすることが適当な場合には一体のものとして評定する。</p>
26		<p>法人格の継続を前提とした自らの事業に関するのれんについては、「無形固定資産」ののれんに準じて、評定基準日において個別に明確に算定することができるものに限って評定することができ、それ以外の評定額は零とする。</p>
27	その他	<p>(1) 本基準に定めのない資産及び負債項目については、「評定の原則」に従って合理的な評定方法を採用するものとする。</p> <p>(2) 本基準に定めのないその他の合理的な評定方法がある場合には、その他の合理的な評定方法を用いることができるものとする。その場合には、その他の合理的な評定方法の内容及び採用した理由を明記するものとする。</p> <p>(3) 「目的」に照らして、重要性に乏しいと判断した資産及び負債については、本基準と異なる簡便的な評定方法を用いることができるものとする。簡便的な評定方法を用いた場合には、重要性の基準値及び簡便的な評定方法の内容を明記するものとする。</p>

(別紙 6)

平成 年 月 日

法人税法第 25 条第 3 項、第 33 条第 4 項及び第 59 条第 2 項第 3 号  
の適用等に関する確認書

(住所)

(債務者名)

(代表者名) 殿

株式会社 整理回収機構

代表取締役社長 上田 廣一

貴社の再生計画に関し、企業再生検討委員会の審議を経て以下の点を確認いたします。

債務者：(住所) (債務者名)

主要債権者：(金融機関名)

確認事項：

- (1) 「RCC企業再生スキーム」に定められた一連の手続きに従って策定された再生計画であること。
- (2) 「RCC企業再生スキーム」別紙 5 に定められた「再生計画における『資産・負債の評価基準』」に基づく資産評価が行われ、当該資産評価による価額を基礎とした貸借対照表が作成されていること。また、当該資産評価は公正な価額により行われていること。
- (3) (2) の貸借対照表における資産及び負債の価額、当該再生計画における損益の見込み等に基づいて債務者に対する債務免除をする金額が定められていること。

以上

(別紙7)

平成 年 月 日

残余財産がないと見込まれることの説明書

株式会社 整理回収機構

代表取締役社長 上田 廣一

企業再生検討委員会の審議を経て承認された、以下債務者の再生計画につき、法人税法第59条第3項の適用に関する検証結果を説明致します。

債 務 者 : (住 所)

(氏 名)

債権者合意日 : 平成 年 月 日

説明事項 :

- (1) 本件再生計画によると、債務者（清算法人）の解散は、「RCC企業再生スキーム」に定められた一連の手続きに従って策定された再生計画の一環として行うものです。
- (2) 本件再生計画の資産評定は「RCC企業再生スキーム」別紙5に定められた「再生計画における『資産・負債の評定基準』」に基づいており、当該資産評定による価額を基礎とした貸借対照表が作成されています。また、当該資産評定は公正な価額により行われています。
- (3) 本件再生計画によると、(2)の貸借対照表において、当該清算法人が債務超過の状態（「残余財産がないと見込まれるとき」）に該当します。

以 上